

# 臨時福祉給付金（経済対策分）の申請はお済みですか？

平成26年4月に実施した消費税引き上げによる影響を緩和するため、要件を満たす方に対し、臨時福祉給付金を支給しています。

※ 給付については、申請が必要です。

## 【支給要件】

- ① 平成28年1月1日において、小美玉市に住民登録がある方
- ② 平成28年度分の市町村民税（均等割）が課税されない方  
ただし、課税されている方の扶養に入られている方  
生活保護受給者等の方は対象外となります。

※ 平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)の対象者と同じです。

## 【支給額】

1人につき 15,000円(1回限り)

## 【基準日】

平成28年1月1日

## 【申請期間】

4月12日(水)～8月18日(金)

※ 申請期間を過ぎると受付できなくなりますのでご注意ください。

※ 対象となる可能性のある方には、申請書を郵送にて送付しています。

## 【その他】

○申請する際は、申請書と一緒に申請する全員分の本人確認書類と振込口座の確認書類が必要です。

※確認書類の詳細は、同封されているチラシをご覧ください。

(H28年度臨時福祉給付金(3,000円)を受給され、今回も同じ口座(請求者本人)

に振込みを希望する方は、本人確認書類の添付は必要ありません。)

※今回の申請書に、振込口座が印字されており、今回も同じ口座(請求者本人)

に振込みを希望する方は、口座確認書類の添付は不要です。

※申請先は、平成28年1月1日時点でお住まいの市町村です。



## 【問い合わせ】

社会福祉課 社会福祉係 ☎：0299-48-1111 (内線 3234・3235)

## 親子すこやか宿泊研修事業の参加者募集

社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会では、県内の母子家庭のお母さんとお子さんが、広く地域を越えて交流と楽しい体験ができる『宿泊研修事業』の参加者を募集しています。参加希望される方は、県母子寡婦福祉連合会へお電話でお尋ねください。

【実施期日】 9月16日(土) 14:00

17日(日) 13:00まで

【実施場所】 大洗町磯浜町 8249-4

「茨城県立児童センター こどもの城」(☎：029-266-3044)

【定員】 80名(定員を超えた場合は、各市町村母子会長の推薦する世帯を優先します。)

【子の年齢】 年長児から中学2年生まで

【参加費】 1世帯 500円 ただし、現地集合、現地解散

【申込期限】 8月18日(金)まで

※ 詳細につきましては、参加者決定後にご連絡いたします。

## 【問い合わせ】

県母子寡婦福祉連合会 ☎：029-221-8497